

東 都 計 審 第 9 号  
平成26年10月7日

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市都市計画審議会  
会 長 森川 稔

近江八幡八日市都市計画蒲生大塚工業団地地区計画 東近江市決定 の  
決定について(答申)

平成26年9月10日付け、東都計第238号で付議された近江八幡八日市都市計画蒲生大塚工業団地地区計画 東近江市決定 の決定については、東近江市都市計画審議会条例(平成17年条例第203号)第2条第1号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認めましたことを答申します。

東都計審第10号  
平成26年10月7日

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市都市計画審議会  
会 長 森川 稔

近江八幡八日市都市計画尻無町東畑地地区計画 東近江市決定 の  
決定について(答申)

平成26年9月10日付け、東都計第239号で付議された近江八幡八日市都市計画尻無町東畑地地区計画 東近江市決定 の決定については、東近江市都市計画審議会条例(平成17年条例第203号)第2条第1号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認めましたことを答申します。

東都計審第12号  
平成26年10月14日

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市都市計画審議会  
会長 森川 稔

東近江市市街化調整区域等における地区計画制度の運用基準の一部改正について（答申）

平成26年9月12日付け、東都計第260号で諮問された東近江市市街化調整区域等における地区計画制度の運用基準の一部改正については、東近江市都市計画審議会条例（平成17年条例第203号）第2条第2号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、案を適当と認めましたことを答申します。

なお、改正内容が明確に理解できるよう文言を改められるとともに、市街化調整区域における地区計画制度の目的を尊重して、慎重な運用に努められるよう要望します。